

# しまとく通貨使用規約

## 【しまとく通貨使用規約】

### 第1条（総則）

本規約は、しま共通地域通貨発行委員会（以下「委員会」という。）が発行する「しまとく通貨」について規定するもので、使用者（以下に定義します。）がしまとく通貨を使用する場合には、本規約が適用されます。

### 第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

#### 1. 「委員会」

しまとく通貨発行主体者である、「しま共通地域通貨発行委員会」をいいます。

#### 2. 「しまとく通貨」

対象地域の加盟店にて、発行窓口での発行日から14日間に限ってしまとく通貨取引が出来る委員会発行の電子通貨をいいます。

#### 3. 「使用者」

委員会が規定した本規約を承諾のうえ、しまとく通貨をチャージし、加盟店で使用する者をいいます。

#### 4. 「加盟店」

しま共通地域通貨加盟店規約を承諾のうえ所定の申込書にて委員会に申し込み、委員会が承認した個人、法人および団体をいいます。

#### 5. 「しまとく通貨取引」

使用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額の全ておよび一部をしまとく通貨で取引することをいいます。

#### 6. 「発行窓口」

委員会からしまとく通貨発行事務の委託を受け、しまとく通貨を発行する個人、法人および団体が設置する店舗又は施設をいいます。

#### 7. 「しまとくウォレット発行証」

発行窓口において、しまとく通貨使用者に交付される、しまとく通貨の発行金額とQRコードが表記された書面をいいます。

#### 8. 「電子スタンプ」

使用者がしまとく通貨を使用した際に、加盟店がしまとく通貨の消し込みを行うために使用するスタンプ形状の電子機器をいいます。

#### 9. 「消し込み」

使用者がしまとく通貨を加盟店で使用した際に、電子スタンプを使ってスマートフォン

へ押印すること等により、しまとく通貨を使用済み登録することをいいます。

#### 10. 「チャージ」

使用者が発行窓口で発行したしまとくウォレット発行証に基づき、しまとく通貨をしまとくウォレットに蓄積することをいいます。

#### 11 「しまとくウォレット」

使用者が本規約に基づき、しまとく通貨残高、しまとく通貨有効期限、および利用履歴を確認できるしまとく通貨を蓄積する使用者専用の電子ウォレットをいいます。

### 第3条（使用者の負担）

しまとく通貨の使用に関わる、使用者の携帯電話（スマートフォン、フィーチャーフォン等）の通信料・接続料等は、使用者が負担するものとします。

### 第4条（しまとく通貨の発行）

1. しまとく通貨は、次の各号に掲げる旅行代理店による国内旅行で、あらかじめ委員会の承認を得た旅行商品に組み込む方法により、添乗員を伴う団体旅行にあつては、当該団体旅行の添乗員に対し、フリープラン旅行にあつては、旅行代理店が発行したバウチャー（しまとく通貨引換券）を提出する旅行客に対し発行します。
  - (1) 募集型企画旅行
  - (2) 受注型企画旅行のうち修学旅行
2. しまとく通貨は、額面500円を1単位として、予め旅行商品に組み込まれたしまとく通貨の金額を発行します。
3. しまとく通貨の発行は、発行窓口所定の時間内に限り発行することができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、しまとく通貨が発行できないことがあります。
4. 使用者は、通信可能な携帯電話（スマートフォン、フィーチャーフォン等）を保有していることが条件となります。

### 第5条（しまとく通貨の管理等）

1. 使用者はしまとく通貨及びしまとくウォレット発行証等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。
2. 使用者はしまとく通貨及びしまとくウォレット発行証等を紛失、盗難、第三者に使用されるなどして失った場合、委員会は一切の責任を負いません。
3. 使用者は、しまとく通貨の有効期限が切れるまでは、しまとくウォレット発行証は保管するものとします。

## 第6条（使用者の順守事項）

1. 使用者はしまとく通貨を第三者に譲渡（交換・転売を含む）もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また質入れ等の担保に供することはできません。
2. 使用者は、違法、不正使用または公序良俗に反する目的でしまとく通貨取引はしないものとします。

## 第7条（しまとく通貨取引）

1. 使用者は、加盟店にて、しまとく通貨を使用して商品購入等を行なうことができます。ただし、別表第1に該当するものは対象外とします。
2. 使用者は、しまとく通貨取引時に、しまとく通貨利用金額を必ず確認するものとします。
3. 加盟店の業種により、しまとく通貨取引金額の上限は以下のとおりとします。

（1）宿泊施設、飲食店、お土産・物産専門店、交通関係事業者	上限なし
（2）上記以外の業種	36,000円
4. しまとく通貨取引は、500円単位となります。
5. しまとく通貨の額面に満たないしまとく通貨取引の場合、釣り銭は支払われません。
6. しまとく通貨取引後の返金対応はできません。

## 第8条（加盟店との紛争）

使用者は、加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他使用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、使用者は加盟店との間で解決するものとし、委員会はその責任を負いません。

## 第9条（しまとく通貨の有効期限・使用可能期間）

1. しまとく通貨の有効期限は、しまとく通貨を発行窓口で発行した日から起算して14日間です。
2. 有効期限は、しまとくウォレットで確認することができます。
3. 有効期限を経過した場合、しまとく通貨の使用は一切できなくなります。
4. 有効期限内であっても、発行したしまとく通貨の払い戻しは出来ません。

## 第10条（個人情報等の収集および利用）

使用者の個人情報の利用目的は以下の各号に掲げる通りです。

- （1）発行窓口での本人確認
- （2）委員会がサービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- （3）委員会より電子メール等の通知手段による情報発信
- （4）使用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応

(5) その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

### 第11条（業務委託）

委員会は、しまとく通貨の運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

### 第12条（使用停止または中止）

1. 委員会または加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、使用者に通知することなく、しまとく通貨の全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、使用者は、しまとく通貨の全部または一部を使用することができません。

(1) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、電子スタンプの故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。

(2) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。

(3) 本サービスが犯罪に使用された疑いがある場合。

(4) その他やむを得ない事由が生じた場合。

2. 前項に基づきしまとく通貨の全部または一部が停止または中止されたことにより生じた使用者の損害等について、委員会は一切の責任を負いません。

### 第13条（使用の一時停止および中止）

委員会または加盟店は、使用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該使用者の使用を一時停止または中止することがあります。

その場合、使用者はしまとく通貨取引は出来ず、保有するしまとく通貨残高は失効し、払い戻しはいたしません。

(1) 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。

(2) しまとく通貨を違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。

(3) しまとく通貨の使用状況に照らし、使用者として不適格である場合。

(4) しまとく通貨購入申込に虚偽が発覚した場合。

### 第14条（反社会的勢力の排除）

1. 使用者は、自らが現在暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 使用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 委員会は、使用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、使用者の保有するしまとく通貨残高について、使用資格を取り消すことができます。なお、委員会は、かかる疑いの内容および根拠に関して説明する義務を負わず、また、使用資格の取り消しに起因して使用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4. 前項の場合、当該使用者の保有するしまとく通貨残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

#### **第15条（しまとく通貨の終了）**

委員会は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、しまとく通貨を全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により使用者に周知する措置を講じます。

#### **第16条（規約の変更）**

本規約を変更する場合、委員会は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

#### **第17条（合意管轄裁判所）**

使用者は、しまとく通貨に関して委員会との間に紛争が生じた場合、長崎地方裁判所を第一

審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

### 第18条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

### 第19条（お問い合わせ窓口）

しまとく通貨に関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

【しま共通地域通貨発行委員会 コールセンター】

0570-039-402 10:00-17:00(年末年始を除く)

本規約は、2019年4月1日以降発行分から適用します。

### 別表第1

区 分	事 例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・共通入浴券・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第1項5号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯	・店舗型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型電話異性紹介営業 ・映像送信型性風俗特殊営業 ・パチンコ、マーじゃん等
出資や債務の支払い、事業所間の支払い	出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
その他（消費拡大につながらないもの）	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等